

令和8年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第1号）

令和8年2月20日 金曜日

令和8年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和8年2月20日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月20日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時08分宣告

出席の議員

1番	有光収三	11番	山崎晃子
2番	公文直樹	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	16番	山本芳男
7番	村田珠美	17番	山崎眞幹
8番	小松孝	18番	利根健二
9番	舟谷千幸		

欠席の議員

3番 中平麻衣

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	門脇正人
企画財政課長	黍原美貴子	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	原美和子
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	一圓まどか
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	石元幸司
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課長	川渕美香	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	前田圭一	教育振興課長	前田薫
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

消防長 野口正一

【その他の部局】

農業委員会事務局長 和田雅充 上下水道局長 西村安史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子
議会事務局書記 入 野 美 紀

市長提出議案の題目

- 議案第 5号 令和8年度香美市一般会計予算
- 議案第 6号 令和8年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7号 令和8年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8号 令和8年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9号 令和8年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10号 令和8年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 11号 令和8年度香美市簡易水道事業会計予算
- 議案第 12号 令和8年度香美市下水道事業会計予算
- 議案第 13号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第 14号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第 15号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）
- 議案第 16号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 17号 令和7年度香美市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 18号 令和7年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 19号 令和7年度香美市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 20号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 21号 香美市分担金徴収条例の制定について
- 議案第 22号 香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市職員等の旅費に関する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 26号 香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 30号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 31号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 33号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 38号 香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 41号 財産の取得について
- 議案第 42号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第 43号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第 45号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 46号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 市道の路線認定について
- 議案第 48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 49号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和8年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和8年2月20日(金) 午前9時開議

- 日程第1 審議期間の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第1号 令和7年度香美市一般会計補正予算(第9号)

報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第4 | 議案第 | 5号 | 令和8年度香美市一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第 | 6号 | 令和8年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算 |
| 日程第6 | 議案第 | 7号 | 令和8年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算 |
| 日程第7 | 議案第 | 8号 | 令和8年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算 |
| 日程第8 | 議案第 | 9号 | 令和8年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第 | 10号 | 令和8年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 | 11号 | 令和8年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 | 12号 | 令和8年度香美市下水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 | 13号 | 令和7年度香美市一般会計補正予算(第10号) |
| 日程第13 | 議案第 | 14号 | 令和7年度香美市一般会計補正予算(第11号) |
| 日程第14 | 議案第 | 15号 | 令和7年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号) |
| 日程第15 | 議案第 | 16号 | 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第16 | 議案第 | 17号 | 令和7年度香美市水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第17 | 議案第 | 18号 | 令和7年度香美市簡易水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第18 | 議案第 | 19号 | 令和7年度香美市下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第19 | 議案第 | 20号 | 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第 | 21号 | 香美市分担金徴収条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第 | 22号 | 香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 | 23号 | 香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第 | 24号 | 香美市職員等の旅費に関する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第 | 25号 | 香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第 | 26号 | 香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第 | 27号 | 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第27 議案第 28号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 29号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 30号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第 31号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第 32号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第 33号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第 34号 香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第 35号 香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第 36号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第 37号 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第 38号 香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第 39号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第 40号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第40 議案第 41号 財産の取得について
- 日程第41 議案第 42号 美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第 43号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第 44号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第 45号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第 46号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第 47号 市道の路線認定について
- 日程第47 議案第 48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第48 議案第 49号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について

会議録署名議員

9番、舟谷千幸君、11番、山崎晃子君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時08分 開会 開議)

○議長(利根健二君) ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから、令和8年香美市議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、年度末を控え、公私ともに御多忙の折、3月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。まだまだ肌寒さを感じる日はありますが、梅の花が咲き、つくしが芽吹くなど、日増しに春の気配を感じるようになってまいりました。春は、風景・食材などにとってもエネルギーを感じる季節であります。背筋を伸ばして元気に過ごしていきたいと思えます。

本市におきましては、本年度20周年の年、朝ドラ「あんぱん」の放送など、大きなプレゼントをいただいた年であったように思います。今後は、そのプレゼントを生かした地域戦略も必要かと思っております。大きな区切りを迎えた本市であります。厳しさを増す運営におきましては、執行部と議会が知恵を出し合って難局を乗り切る場面も出てくるのではないのでしょうか。

さて、3月定例会議に市長から提出されています議案は、令和8年度香美市一般会計予算を含む45件、ほかに、報告2件がございます。議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

報告いたします。3番、中平麻衣議員は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、2月17日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思えます。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から3月17日までの26日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、審議期間は、本日から3月17日までの26日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お配りしました予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

○議長(利根健二君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、香美市議会会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、9番、舟谷千幸議員、11番、山崎晃子議員を指名いたします。両名はよろしく願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方自治法第180条の規定による専決処分について、報告第1号及び報告第2号の報告がありました。

また、監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されております。

次に、令和7年香美市議会定例会12月定例会議におきまして可決いたしました、企業・団体献金の全面禁止を求める意見書、少子化・子育て対策として、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）に対してさらなる財源措置を求める意見書及び給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための十分な予算措置を求める意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりでございます。

日程第3、報告第1号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第9号）から、日程第48、議案第49号、香美市過疎地域持続的発展計画の策定についてまで、以上47件を一括議題といたします。

行政の報告及び報告第1号から議案第49号までの提案理由の説明を求めます。依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出陣をいただき、令和8年香美市議会定例会3月定例会議が開かれますことに、厚く御礼申し上げます。

3月29日に市長選挙を控えます私にとりまして、この3月定例会議は1期目最後の議会となります。令和8年度予算につきましては、骨格予算として御提案させていただきますことから、本日は、4年間の振り返りを中心に御説明させていただきます。

まず、公約に掲げておりました、市政運営における3つのビジョンについてです。

まず、1つ目の「人づくり・人が輝く香美市」についてです。

私は、香美市の潜在力を生かすまちづくりを目指して、この4年間を取り組んでまいりました。香美市には、特色ある歴史と文化があり、そして、保育園・幼稚園から小・中・高校、大学、特別支援学校がそろそろ恵まれた環境にあります。また、観光面でも、日本三大鍾乳洞の1つである龍河洞、そして、NHK連続テレビ小説「あんぱん」のモデルとなったやなせ先生をはじめ、多くの漫画家や文学者など、アーティストを生み出してきた土地柄でもあります。こういった特色を市民の皆様と一緒に磨き上げ、発信したいと考え、市民のチャレンジを応援する補助金として、提案型市民主役事業を立ち上げました。結果、この補助金を活用して新たにイベントを企画するグループが生まれるなど、香美市の魅力を高めてくれるリーダー育成にもつながっていると思っております。

ります。

また、市役所における人づくりについても取り組み、その基盤となる職場環境の改善と、職員のモチベーションを高めることを意識して取り組みました。具体的には、私が市長に就任した際に、職員の皆様が、住民からの厳しい御意見への対応も含めて、仕事に追われ、組織が疲弊していると感じましたので、1人で仕事を抱え込むのではなく、チームで業務に当たることを意識づけ、特段厳しい御意見への対応には、私自らが対応いたしました。また、NHK連続テレビ小説「あんぱん」では、一部の職員だけが担当するのではなく、市役所全体で取り組むべく、組織横断のプロジェクトチーム「つぶあん」を結成し、成果を上げました。この成功体験は、これからも香美市の課題解決に役立つモデルになると思います。今後も、香美市の難しい課題に対して逃げずに向き合い、香美市民に評価される市役所に向けて歩みを進めてまいります。

次に、2つ目の「絆づくり・多様な人と地域がつながる香美市」についてです。

私は、新しいことを生み出すには、人と人が出会い、刺激を受け合って、そして、力を合わせて取り組むことが必要だと考えています。私は「チームでイノベーション」と表現していますが、香美市の多様な人材がつながることで、まちのイノベーションを起こすことを目指しました。具体例として、香美市立図書館かみーるにおいて、人生を豊かにする新しい発見と、私もやってみようという意欲の喚起を目指し、音楽会や芸術発表、商品開発の講演会などを実施し、本を読むだけではない活動にも力を入れています。また、今年14日に山田高校をメイン会場として開催された「探究のまち香美市・よってたかって生涯学習フォーラム」では、私自身が実行委員長となり、子供から大人までが日頃の探究について発表できる場にしたいと取り組んでいます。今年度も、いろいろな団体が、会場である山田高校の教室や野外でブースを出してくれました。私としては、大人も学び続けている姿勢を子供たちに見せ、大人も子供たちから刺激を受けるといふ相乗効果により「探究のまち香美市」をさらに成長させていきたいと思っております。

それから、他地域とのつながりについては、姉妹都市であるあわら市と積丹町に私自らが毎年足を運ぶなどしており、これまで以上に関係を深めることができていると考えています。また、米国フロリダ州ラーゴ市からは、令和6年春にラーゴ市長を団長とする訪問団を受け入れましたし、2年に1回、山田高校の生徒たちがラーゴ高校へ短期留学する際には、国際交流協会を通じて補助をさせていただいており、若い世代の交流にも力を入れています。加えて、NHK連続テレビ小説「あんぱん」を契機に、やなせたかし先生に関係する企業や自治体との交流もたくさん生まれました。今後とも、香美市の発展のためには他地域との連携が不可欠であるという観点から、自治体や企業、関係団体との交流をさらに深め、人材育成や経済交流の視点を大事にしながら取り組んでまいります。

次に、3つ目の「夢づくり・新しい価値を創造する香美市」についてです。

この夢づくりについては、高知県の政策とも歩調を合わせ、香美市におけるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つについて取り組んでいます。

まず、デジタル化についてです。

このデジタル化においては、高知工科大学に新たに設けられた地域イノベーション共創機構の取組を香美市で実践すべく、令和7年に大学との連携協定を結び直しております。このことが契機となり、大学が持つ知見や大学生の若々しい活力により、香美市全体でイノベーションを創出できることを期待しております。また、令和6年に新設されたデータ&イノベーション学群の生徒たちが、卒業後に就職できる企業を香美市に誘致することや、ベンチャー企業の設立を支援する取組にも力を入れています。今後とも、地域電子マネーk a m i c a（カミカ）を活用した地域の活性化や、AIなどの新たな技術を活用した市役所の業務改善など、デジタル社会の先頭を走れる香美市となれるよう取り組んでまいります。

次に、グリーン化についてです。

森林資源に恵まれた香美市においては、脱炭素社会を目指した取組を加速させております。具体的には、この4年間で、学校施設を含めた公共施設において、LED照明設置などの省エネルギー化に取り組みました。また、環境教育を推進すべく、森林や木材に携わる事業者の御協力を得て、「かみんぐK i d's木の学校」という、川上から川下までの仕事が連携して成り立っていることを体験しながら学べるプログラムを実施しております。また、香美市の公用車には、順次、電気自動車を採用し、国の補助も活用して整備を進めております。そのほか、民間業者が主体で急速充電器の設置及び運営を行う事業に対しても、現在工事中である本庁舎南駐車場の土地の一部を貸すなど、市民の皆様への利便性向上にもつなげております。今後とも、香美市が目標として掲げている、2050年度のカーボンニュートラルを実現すべく取り組んでまいります。

次に、グローバル化についてです。

香美市においても外国人の居住者が増えており、外国人との相互理解を深めるため、今年度から「かみしにほんごサロン」を実施するなど、取組をスタートさせました。基幹産業である農業では、外国人労働者の雇用が不可欠な状況となっている一方で、円安の影響もあり、外国人を雇うことが昔に比べて難しくなってきたともお聞きしています。そのため、農業者を支援するためには、これまで以上に香美市を選んでもらうべく、香美市で生活している外国人に対するサポートが必要です。また、外国人観光という視点においても、龍河洞やアンパンマンミュージアムを訪れる外国人の満足度を高め、外国人観光客をさらに増やしていけないかと考えております。今後とも、国際的な視野を持った職員の育成に取り組み、グローバル化する社会にも対応できる市役所となれるよう努力してまいります。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてです。

香美市の人口は、20年前の合併時には約3万人でしたが、その後、年間約300人ずつ人口が減少し、現状では2万4,000人となっております。私は、人口を維持していくためには、経済の活性化が不可欠で、雇用の場をつくることが重要だと考えています。そこで、若者が都会に出なくても地元で働けるようにと、企業誘致に取り組んでいます。任期中には、株式会社スイーツ、株式会社OUTERの2社を香美市に誘致することができました。また、香美市に所在する企業が、工場を増設するなどの新規投資により雇用を増やしていただくことも、非常にありがたいことです。令和6年には、睦月電機株式会社が第5工場を増設してくれました。大阪市生野区の本社を訪問させていただくなど、関係を深めさせていただいております。農業や林業については、JA高知県香美地区や、物部及び香美森林組合との意見交換を定期的に行い、行政としての支援に力を入れるほか、香美市商工会と一緒にチャレンジショップの運営をサポートするなど、開業支援にも努力をしています。併せて、観光客を呼び込み、雇用を生み出せる観光振興を目指して、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送を機に、やなせたかし記念館の全面改修、美良布商店街においてはカミーティア街路灯の新設や「愛と勇気の道」のキャラクターデザイン舗装、そして、土佐山田駅前の香美市いんふおめーしょんのリニューアルなどの整備を行いました。今後とも、香美市内での雇用の場を維持し、さらには新規に生み出していくべく、関係機関との連携を強化し、取り組んでまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

住み慣れた香美市でいつまでもお元気で生活していただくためには、あらゆる施策を組み合わせる支援しなければなりません。そこで、特に中山間地域での生活を守るため、大柝診療所や物部歯科診療所の存続、また、訪問介護などの介護サービス事業所について支援をしてきました。また、移動スーパー事業への支援に加え、高齢者への配食サービスを行っている事業所への補助にも力を入れております。今後とも、人口減少によりビジネスとして成り立ちにくくなっている地域における支援策を強化してまいります。

併せて、健康づくりのために日常の食生活を改善する取組も重要です。今年度は、やなせたかし先生が健康づくりのためにと飲まれていたショウガ入りの野菜スープをヒントに、スープコンテストを実施しました。小・中・高校生に加え、社会人までの45作品の応募があり、生涯学習フォーラムにおいて表彰させていただきました。受賞作品は、来年度レシピ集としてまとめ、市民に野菜スープの作り方を御紹介します。今後も、食による健康づくりや運動による健康づくりなどについて、いろいろと工夫をして取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

まずもって、教育長が長期間不在となりましたことに関しまして、保護者や市民の皆様にご心配をおかけしました。改めておわびを申し上げます。

さて、香美市の教育についての取組としましては、香美市が目指す探究学習を推進す

るために、電子黒板の導入やICT機器の導入、また、第51回全日本教育工学研究協議会全国大会茨城つくば大会への視察予算を計上するなど、できる限りの予算措置を行ってまいりました。また、スポーツ振興のために、香美市スポーツ大会選手派遣費補助金を創設して、四国大会や全国大会に出場する個人や団体への補助をスタートさせたり、文化部においても、例えば、中学校の吹奏楽部への楽器購入にも気を配っております。今後も、大人から子供までが生涯学び続ける「探究のまち香美市」をさらにレベルアップするべく取り組んでまいります。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策についてです。

市長就任以来、南海トラフ地震に向けてあらゆる対策を行ってきました。まずは、住宅の耐震化に加え、備蓄物資の充実に取り組みました。井戸の設置や資機材の購入補助など、自主防災組織への支援に加え、消防団の装備や屯所の建て替えなど、災害に備えた基盤整備に努力しております。また、市役所組織としても、発災時を想定した訓練に加え、医療機関と合同で医療救護所での訓練にも取り組みました。また、昨年12月には、南海トラフ地震発生時における広域避難に関する協定を、高知市、香南市、高知県、高知県教育委員会、高知工科大学の6者で結んでおります。香美市は、海のない高台にあることから、いざというときには多数の避難者を受け入れる必要があり、この協定を基にして具体的な準備が進むこととなります。今後も、香美市民の生命と財産を守るために全力で取り組んでまいります。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

市長就任以来、合併特例債の期限である、令和8年3月末までに公共施設を整備するべく取り組み、西庁舎建設、南敷地の駐車場及び香美市立図書館の駐車場整備を実施しました。また、自治会から要望のあった市道の整備には、優先順位をつけてではありませんが、最大限努力させていただきましたので、この4年間でかなり便利になったのではと思います。併せて、国道や県道の道路改良に加え、物部川の改修に向けた要望活動も積極的に行っております。公共交通につきましては、令和4年から土佐山田町を巡回するぐるりんバスを導入したほか、路線バス13路線、エリア型デマンドバスの維持、そして、福祉タクシー料金助成事業も行っております。今後とも、香美市民の利便性を高めるためのインフラ整備と、公共交通など、住民の「足」を守ることに取り組んでまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

私は、香美市のまちづくりのためには市民の協力が不可欠であり、市民との接点である窓口業務の改善については、力を入れてきたつもりです。まずは、ICT技術の活用を含めたあらゆる業務改善により、職員が余裕を持てるような環境整備が重要であると考え、取り組みました。そして、目的を持って市役所を訪れた市民が、短時間で目的を達成できるように、職員が市民のニーズを聞き取り、的確に説明できるよう取り組んで

もいます。書かない窓口の考え方にに基づき、市役所に問い合わせなくても手続きができるような仕組みづくりなど、今後も改善に努め、市民から親切で頼りになる窓口という評価がいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

2つ目は、中山間地域対策の充実・強化です。

これまで繰り返し述べてきたように、市長として、集落の歴史ある文化を次世代につなげるために、私なりに考え、努力してきました。集落を維持するためには、医療・教育・買物の3つの要素が重要であることはこれまでも述べてきましたが、特に、大栃小・中学校の存続については待ったなしの課題となっております。大栃小学校は、現在、4年生から6年生までの児童数は8人ですが、1年生が1人、2年生、3年生はゼロ人であり、低学年の児童数が非常に少ない状況です。このままの状況が続けば、小学校の存続が危ぶまれる可能性があり、さらにその後、中学校も同様に存続の危機に直面するおそれがあります。このため、来年度からは、土佐山田町から大栃小・中学校への通学手段として、スクールバスを導入する予算を計上いたしました。そのほか、地域のにぎわいを創出するため、物部地域の拠点である奥物部ふるさと物産館の改修や、集落活動センター奥物部を立ち上げることができました。大栃小・中学校の生徒による提案もいただいております。地域と一緒に物部町を盛り上げていきたいと考えております。何としても子育て世代を呼び込み、集落を維持するべく、物部町は特区扱いとして重点支援を行うべきだとも考えております。併せて、繁藤地域につきましては、先日、若藤保育園の廃園及び繁藤小・中学校の閉校について、地元説明会を行い、自治会ごとの意思確認をさせていただきました。最終的に地元の御了承がいただければ、民間活用を模索して、繁藤地域の活性化につながる取組をスタートさせたいと考えております。今後も、中山間地域の集落を守るため、あらゆる取組にチャレンジしてまいります。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の推進です。

香美市では、子供に関する支援を充実させるために、令和6年度から、香美市こども家庭センターを設置しております。香美市においては、福祉事務所及び健康推進課がある2階に設置し、教育委員会も同じフロアであることから、子供に関することは2階で全て解決できる体制となっております。また、来年度からは、西庁舎が完成し、不登校対策としての「ふれんどる一む」の利便性が上がるのと同時に、鏡野中学校に設置されている「スマイルルーム」という生徒の居場所についても、香美市単独の予算で今後も運営していきます。併せて、家庭への支援として、保育園、小・中学校の給食について、物価高騰による給食費の値上げ分については、市から補填をさせていただいてもおります。今後とも、不登校対策や子育て支援の御家庭を支援するために、積極的に取り組んでまいります。

次に、女性活躍の推進につきましては、香美市役所における課長職の女性比率は31%であり、今後も女性の活躍を積極的に支援してまいります。また、西庁舎の建設に当たっては、女性も使用できるシャワー室を設置するなど、環境整備にも努めておりま

す。今後は、市役所だけではなく、香美市全体においても女性が活躍しやすいまちを目指し、先進事例を研究しながら、新たな施策にもつなげてまいります。

4つ目は、文化芸術とスポーツの振興です。

香美市立美術館においては、長年の課題であった収蔵庫について、新たなスペースを設置し、問題を解決しました。また、今年度から入館料の改定を行い、香美市民は無料とさせていただきます。今後は、収蔵している作品の管理はもちろん、次世代に美術品を残し、市民により一層鑑賞していただけるよう取り組みます。

また、文化芸術の振興について、私は、発表の機会が重要であると考えており、具体的な取組として、香美市役所本庁舎の1階ロビーを、市民ホールとして使いやすいようにスペースを拡大しました。また、奥物部ふるさと物産館の2階もギャラリーとして再整備いたしております。今後も、市民による展示が企画され、多くの市民の目に触れるよう取り組んでまいります。併せて、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送開始前に、保健福祉センター香北も改修してパブリックビューイングを実施しました。今回の改修により整備したプロジェクターなどを活用して、文化芸術の振興にもつなげてまいります。

スポーツの振興については、施設整備として、鏡野中学校の南にある市民グラウンドの照明を片面ずつ使えるように整備したほか、テニスコートも人工芝とし、フットサルとしても利用できるよう整備しております。また、中学校のプールを撤去してグラウンドのスペースを広げたほか、トイレも改修しております。香北体育センターについても、床を張り替え、照明をLED照明に改修いたしました。そして、B&G海洋センターのプールを撤去して駐車スペースを拡大させております。加えて、私が市長就任以来、高知ファイティングドッグスの公式試合を、香美市の冠試合として毎年無料で開催しており、多くの市民に楽しんでいただいております。今後も、市民に体育施設を有効活用していただき、スポーツをこれまで以上に楽しんでいただけるよう努力いたします。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

次に、令和8年度一般会計予算の規模について御説明いたします。

本年度の歳入・歳出予算総額は207億4,444万円で、前年度予算総額216億6,000万円と比較して、9億1,556万円、4.2%の減となっています。

歳入については、市税が28億1,199万7,000円、前年度比6,056万円、2.2%増となっており、このうち市民税及び固定資産税は増加する一方、軽自動車税やたばこ税の減少が見込まれています。地方交付税は72億1,000万円、前年度比1億6,000万円、2.3%増を計上しており、物価高騰や人件費の増加などを踏まえた地方財政対策の内容を反映したものとなっています。

地方特例交付金については、税制改正などに伴う地方税収への影響を補填するため4,292万3,000円、前年度比2,132万8,000円、98.8%増を計上しています。

繰入金については20億5,597万1,000円、前年度比6,004万7,000円、3.0%増を計上しており、内訳として、財政調整基金繰入金8億9,824万2,000円、減債基金繰入金5億7,817万円などとなっています。

市債は14億8,280万円、前年度比マイナス13億8,880万円、48.4%減となっており、庁舎建設事業などの財源として活用してきた旧合併特例事業債の発行可能期限が終了したことに伴い、前年度と比較して大幅な減となっています。また、交付税の振替財源として位置づけられてきた臨時財政対策債については、国の方針により、令和7年度に引き続き、令和8年度も新規発行が行われていません。

歳出を性質別に見ると、義務的経費、人件費・扶助費・公債費が94億1,091万円、前年度比4億2,596万7,000円、4.7%増、投資的経費、普通建設事業費・災害復旧事業費が29億7,712万2,000円、前年度比マイナス11億5,166万8,000円、27.9%減、その他の経費83億5,640万8,000円、前年度比マイナス1億8,985万9,000円、2.2%減となっています。また、総予算に占める割合は、義務的経費が45.4%、投資的経費が14.4%、その他経費が40.3%となっています。

以上、令和8年度一般会計予算案の説明を終わります。

それでは、本定例会議に提案します議案について御説明いたします。

報告第1号、専決処分事項の報告について、令和7年度香美市一般会計補正予算（第9号）についてです。

報告第2号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第5号、令和8年度香美市一般会計予算です。

議案第6号、令和8年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第7号、令和8年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第8号、令和8年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第9号、令和8年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第10号、令和8年度香美市水道事業会計予算です。

議案第11号、令和8年度香美市簡易水道事業会計予算です。

議案第12号、令和8年度香美市下水道事業会計予算です。

議案第13号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第10号）です。

議案第14号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第11号）です。

議案第15号、令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）です。

議案第16号、令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）です。

議案第17号、令和7年度香美市水道事業会計補正予算（第3号）です。

議案第18号、令和7年度香美市簡易水道事業会計補正予算（第3号）です。

議案第 19 号、令和 7 年度香美市下水道事業会計補正予算（第 3 号）です。

議案第 20 号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

議案第 21 号、香美市分担金徴収条例の制定についてです。

議案第 22 号、香美市立愛と勇気の物語交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

議案第 23 号、香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてです。

議案第 24 号、香美市職員等の旅費に関する条例の制定についてです。

議案第 25 号、香美市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第 26 号、香美市立地域福祉センター土佐山田の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

議案第 27 号、香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 28 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 29 号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 30 号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 31 号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 32 号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 33 号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 34 号、香美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 35 号、香美市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 36 号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 37 号、香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 38 号、香美市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 39 号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 40 号、市有財産の無償貸付けについてです。

議案第 41 号、財産の取得についてです。

議案第 42 号、美良布地区集落活動センターの指定管理者の指定についてです。

議案第43号、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第44号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてです。

議案第45号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてです。

議案第46号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第47号、市道の路線認定についてです。

議案第48号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

議案第49号、香美市過疎地域持続的発展計画の策定についてです。

以上、報告2件、議案45件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（利根健二君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。
暫時休憩いたします。

（午前　9時48分　休憩）

（午前　9時59分　再開）

○議長（利根健二君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、報告第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（利根健二君）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号についての質疑を終わります。

次に、報告第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君）　報告第2号でお聞きいたします。

議案細部説明書によりますと、エンジンを作動させたまま、ニュートラル状態でサイドブレーキを引くと書かれておりましたけれども、通常、止めるときにはパーキングにすると思うんですけれども、その辺り。それから、これは職員が1人だったのか、また、無人の車が動き出し、車道を外れ横転したということですが、公用車はどういうふうになったのか。また、車種についてお聞きしたいと思います。そして、これまでの報告で、このように横転したことはなかったと私の中では記憶しているわけですが、大きな事故につながりかねないような状況だと思うんですが、今後の対策についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君）　農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君）　まず、車種につきましては、香北支所管理の三菱キャンターを借りまして、わなを積んで久保影へ行っていたものです。ちょっとした障害物をのけるために、数十秒の間、エンジンをかけたままサイドブレーキを引っ張った状態で下車して、数十秒以内に障害物を移動させて車に戻っていたところ、無人の状態動き出

していたとなっています。作業は4人で行っておりました。対策としましては、今後、事故を起こさないよう、荷物を搭載した車両や傾斜がある場所などで停車する際には、必ずエンジンを停止し、マニュアル車の場合はギアをバックに入れるなど、停車した車両が動き出すことがないよう心がけるといった基本を徹底することで、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、横転したということですが、公用車はどうなったのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 無人の状態、道路沿いの防護柵を目がけて道路から外れ左向きに横転した形で止まっておりました。車の修繕に関しましては、26万2,400円という形で修繕費がかかっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号についての質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会の協議結果報告書のとおり、議案第13号及び議案第41号につきましては、本日、他の案件と分離し、香美市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、日程第12、議案第13号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 補足説明はございません。御審議よろしくお願いたします。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 13番です。議案書3ページ、債務負担行為補正の次期仮想基盤システム移行委託業務についてです。議案細部説明書は168ページにございます。

この議案細部説明書で、令和8年度以降の作業単価の増額を反映する必要が生じたため、限度額の変更も行うものと書かれていますけれども、この業務につきましては

1,036万6,000円が増額になっているわけです。令和7年度から令和9年度の3年間ということですのでけれども、その辺り、もう少し中身を詳しくお聞かせください。

○議長（利根健二君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

当該システムにつきましては、令和7年度中に契約をしまして、令和9年度にかけて構築・運用するものでございます。今回、金額の修正でございますが、こちらにつきましては、クラウドの構築等に係る作業単価が、今後、値上がりする見込みとなっております。当該事業の作業工数を1,400人日と見込んでいます。1人当たりの単価として8,000円程度の値上がりを見込んでおりまして、その値上がり分を、今回、増額修正させていただくということになっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第41号、財産の取得についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第41号は、原案のとおり

り可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月3日午前9時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

(午前 10時07分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員